

毎週火・金曜日発行

目 次

○秋田県議会議員一般選挙における選挙人名簿の登録基準日 選挙管理委員会告示

報

○政治団体の設立の届出(一三)…………………1 ○公職選挙執行規程の一部を改正する規程(一二)…………1 -を掲示することができることとなる日(一一)…………1 ○秋田県議会議員一般選挙におけるポスター掲示場にポスタ

○政治団体の解散の届出(一五)…………………4 ○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 (一四) ………2 ○政治団体の収支に関する報告書(一六)………………5

○公職の候補者の資金管理団体の異動の届出(一八)………7 ○公職の候補者の資金管理団体の届出(一七)…………6 ○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出(一九)

: 7

平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長

田

中

伸

選挙管理委員会公告

秋

○秋田県選挙管理委員会分室において処理すべき事務………8 ○秋田県選挙管理委員会分室の設置…………………×

政党

ページ

平成十九年二月十三日

月八日) 基準日 平成十九年三月二十九日(年齢については、

登録日 平成十九年三月二十九日

秋選管告示第十一号

秋選管告示第十二号

選挙管理委員会告示

秋選管告示第十号

号)第十四条第二項の規定により、告示する。 議会の議員及び長の選挙期日等の臨時特例に関する法律施行令 り定めたので、公職選挙法施行令 挙人名簿登録の基準日、 (平成十八年政令三百七十四号) 第一条の規定により、次のとお 平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙における選 登録日及び縦覧期間は、地方公共団体の (昭和二十五年政令第八十九

次のように改正する

公職選挙執行規程

(昭和三十四年秋選管告示第二号)

の

一部を

一部を改正する規程

公職選挙執行規程の

秋田県選挙管理委員会委員長

田

中

伸

公職選挙執行規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成十九年二月十三日

別表第二中

ケアハウス

花の家

八番地秋田市雄和石田字苗代沢十

を

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 同年四

縦覧期間 平成十九年三月三十日

三

平成十九年三月三十日と定めたので、公職選挙法(昭和二十五年 項の規定により、告示する。 スター掲示場にポスターを掲示することができることとなる日を 法律第百号)第百四十四条の二第十項において準用する同条第五 平成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙におけるポ

この規程は、 附 則 改める。

ら山王の山王を開始を

ぬくも

三十三番地の五十九秋田市川尻町字大川反二百

に

ケアハウス

花の家

八番地秋田市雄和石田字苗代沢十

秋選管告示第十三号

公布の日から施行する。

項の規定により、平成十九年一月一日から同月三十一日までの間 に次の政治団体から設立の届出があったので、同法第七条の二第 項の規定に基づき、 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一 告示する。

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中

伸

平成十九年二月十三日

佐藤久義	会計責任者氏名
潟上市天王字二田一—一	主たる事務所の所在地
平成十九年一月九日	届出年月日

その他の政治団体

自由民主党秋田県潟上市第

一支部

田

眞

規

子

政

治 寸 体 0 名 称

代

表 者氏

名

岩谷政良後援会	まるさんの会	政治団体の名称
船澤久一	管 原 博 文	代表者氏名
佐藤光信	大島智昭	会計責任者氏名
秋田市八橋本町四丁目一一二十	秋田市新屋松美が丘南町十―六	主たる事務所の所在地
平成十九年一月十九日	平成十九年一月九日	届出年月日

秋

										一定秋							
すずき洋一後援会	石川平臣後援会	菅大輔後援会	を行っている。	<u></u>	その他の政治団体	自由民主党恩欠連支部	民主党秋田県第三区総支部	行の行の名	女台団本の名称	一 政党定により、平成十九年一月一日から同月三十一日までの間に次の政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規	石岡大輔と住みたい秋田を創る会	今川ゆうさく後援会	秋田分権自治フォーラム	人見たかし後援会	はら幸子後援会	さいとう善悦後援会連合会	小棚木政之後援会
所 在 地	所 在 地	会計責任者	1	星 助 事 頁		代表者	所 在 地	1	異動事頁	ら同月三十一日までの:	る会 石 岡	中村	高橋	北嶋	三浦	鈴木	小棚木
大館市豊町四	秋田市	幸野谷				泉	湯沢市志			間 に 次 の 規	大輔	芳夫	久 也	正	第三	長八	政之
曼町四—一	市下新城中野字琵琶沼四百四十五の内	均	新	内		榮	湯沢市表町三―二―十三	新	内	政治団体から届出事平成十九年二月	石 岡 真理子	瀬田川政雄	仙葉久	本山秀明	豊 嶋 完 造	牧野正則	田中一実
	5四十五の内									政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があ政治団体から届出事項に異動があった旨の届出があ	秋田市御野場二―十三―四	秋田市泉南二丁目十番二十五号	秋田市八橋三和町六番十七号	秋田市中通六丁目一	大仙市板見内字弥兵	秋田市雄和石田字中大部三十	大館市御成町二丁目十五番地一
大館市中道三丁目一番五十号	秋田市下新城岩城字上向八十	菅 幸 恵	IΒ	容		佐 藤 彦四郎	湯沢市柳町一―三―十一	IΒ	容	9る。	三—四	番二十五号	番十七号	番四号	市板見内字弥兵衛谷地二百三十八	大部三十	十五番地二十二号
										秋田県選挙管理委員会委員長							
平成十九年一月九日	平成十九年一月九日	平成十九年一月四日	£ 4	重 出 手 目		平成十九年一月三十日	平成十九年一月十五日	£ £	届 出 手 目 日	经人员会委员長 田 中 伸 一	平成十九年一月三十日	平成十九年一月二十九日	n	平成十九年一月二十六日	平成十九年一月二十四日	平成十九年一月二十三日	平成十九年一月十九日

佐々木喜一後援会	さいとご服役技会	なこり、より、大野な交流支入で	鷹巣町北林照助後援会	1 木 貝 目 谷 担 会	比林哥为委 爱会	1.71阿仁本 才本則 电符接会	二、可二寸匕木爲力灸爰系	こだま祥子を支える会	竹内まさる後援会	岸部陞後援会	菅だいすけを育てる会	オオ・の影響をマジアを全	ミをへつも折らえる	佐藤よしひろ後援会	藤原美佐保後援会	秋田県建設業政治連盟	門脳みごてスで接会	見らかとう人・つんていてい	中泉松司後援会
会計責任者	会計責任者	代表者	会計責任者	代 行 者	会計責任者	代 行 者	会計責任者	所 在 地	会計責任者	代表者	会計責任者	所 在 地	政治団体の名称	所 在 地	代表者	会計責任者	代 行 者	会計責任者	所 在 地
佐々木 絹 子	第 田 類	鎌田 兵 悦	神成長	松橋敏樹	神成長	福田正義	大沢正一	潟上市天王字持谷地百二十四番地の八	竹内悦子	三沢實	幸野谷 均	秋田市中通六―七―四 一F	未来への決断を支える会	にかほ市金浦字鳥長根三十―二	藤原嘉市	荒 川 英 俊	門脇砂絵美	門脇五郎	秋田市飯島道東三丁目一—六
桜谷健一	山 田 昇	鎌田伸一	北 林 祐太郎	神成長	北 林 祐太郎	鈴 木 萬次郎	小 林 慎悦郎	潟上市飯田川和田妹川字石田十五番地の二十	兵藤栄二	今野実	菅 幸 恵	秋田市山王三―一―二十五 九百三	ダイゴサポーターズ	にかほ市金浦字十二林二百一―一	兜 森 為 雄	青木和夫	門脇五郎	藤村宗治	秋田市土崎港北七丁目一—二十二
平成十九年一月二十二日	n	平成十九年一月十九日	n	n	n	n	n	平成十九年一月十六日	n	平成十九年一月十五日	平成十九年一月十三日	n	平成十九年一月十二日	n	n	n	n	平成十九年一月十一日	平成十九年一月十日

号外第1号

	東海林洋後援会	代表者	菅 義 雄		東海林	平	平成十九年一月二十二日
	たけだ英文後援会	所 在 地	能代市二ッ井町字太田面二十二―四	十二—四	能代市二ッ井町荷上場字鍋良子出口三十八	八	"
	森田貞一後援会	代表者	高橋幸雄		森田悌治	平	平成十九年一月二十三日
1		代表者	鈴木清		天 野 実	平	平成十九年一月二十四日
	加藤義康後援会	会計責任者	加藤邦夫		加藤政雄		11
		代 行 者	三 浦 喜代見		野口直己		"
	高貝ひさと後援会	所 在 地	大仙市太田町太田字新田田尻五十九	田尻五十九—一	大仙市太田町太田字新田田尻六十七	平	平成十九年一月三十一日
ı			_				
一 秋 項 政 選	一項の規定により、平成十九年一月一日から同月三十一日までの政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第 秋選管告示第十五号	月一日から同月三十一法律第百九十四号)第	 定 間 に に	平成十九年二月十三日基づき、告示する。	同条第三項の規	秋田県選挙管理委員会委員長	会委員長 田 中 伸 一
	政	治団体の名な	称	代表者氏名	解散年月日	届出	年月日
	自由民主党大雄支部			伊藤俊悦	平成十八年十二月一日	平成十九年一月四	日
	自由民主党昭和支部			菅 原 三 朗	平成十八年十二月三十一日	平成十九年一月二十三日	十三日
二	その他の政治団体						
	政	治団体の名か	称	代表者氏名	解散年月日	届出	年月日
	しだ幸雄後援会			船山孝一	平成十八年十二月二十五日	平成十九年一月四	日
	柏倉孝雄後援会			庄司	平成十八年十二月三十一日	平成十九年一月五	日
	吉田清美後援会			佐藤巌雄	平成十八年十二月三十一日	平成十九年一月	月十二日
	國安格典後援会			寺田一雄	平成十八年十二月三十一日	平成十九年一月十五日	五日

秋

秋選管告示第十六号 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第 「項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出され たので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表す る。 平成十九年二月十三日 秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一 1 薔薇 旁部政ト港田洋第17米第1 点の海沿による雑中書 1 友入及び対田のある国存 (1) 契治 東帝国年の名李 面田用土地大権対 第(平成18年分) 整中年月日 平成19年1月4日 ア 元入・対田の総鑑	佐々木正志後援会	孝政会	菅原清春後援会	森田貞一後援会	さいとう滋宣鹿角後援会	木元準一郎後援会	沢山純一後援会	大山みねゆき後援会	横井茂後援会	雲雀俊作後援会	飯尾明芳後援会	小松幸夫後援会
(ア) 収入総額 前年からの繰越 本年の収入額 (イ) 支出総額 イ 収入・支出の内訳 (ア) 支出の内訳 経常経費 人件費 政治活動費 組織活動費 機関紙誌の 等降・交付 合 計 政治団体の名称 自由		加加	竹	高	大	内	· · · · · ·		横	雲	飯	
の入の訳費費動活紙・	々木	藤	谷	橋	里	藤	井	良	井	雀	尾	地
i i i i i i i i i i	貞	孝		幸	祐	民	伊	三次		俊		美
が の 西 者 き	男	悦	脩	雄	_	治	_	次美	茂	作	航	作男
 総額 175,417円 対からの繰越額 175,417円 の収入額 の内訳 の内訳 の内訳 の内訳 の内訳 (6,000円 (6,000円 (6,000円 (6,000円 (6,000円 (7,417円 (7,417円 (169,417円 (18,210円 (4)(4)(7円 (4)(4)(7円 (5)(3)(7円 (5)(3)(7円 (7)(4)(7円 (7)(7)(7円 (7)(7)(7円 (7)(7)(7)(7円	平成十八年十二月三十一日	平成十八年十一月二十六日	平成十八年十二月二十八日	平成十九年一月二十一日	平成十八年十二月三十一日	平成十八年十二月三十一日	平成十八年三月三十一日	平成十九年一月十六日	平成十九年一月七日	平成十八年五月一日	平成十八年四月二十六日	平成十八年十二月三十日
報告年月日 平成7 字 収入・支出の6 字 収入・支出の6 字 収入総額 前年からの6 本年の収入8 (イ) 支出総額 イ 収入・支出の1 (ア) 収入の内訳 個人の人の自 その他の1 合 計 合 計 合 計 合 計 合 計 音 音 音 音 音 音 音 音 音 音												
報告年月日 平成19年1月23日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 (イ) 支出総額 イ 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 (ア) 収入の負担する党費又は会費 その他の収入 合 計 (イ) 支出の内訳 総常経費 備品・消耗品	"	平成十九年一月三十日	n	平成十九年一月二十三日	平成十九年一月二十二日	n	平成十九年一月十九日	平成十九年一月十七日	平成十九年一月十六日	η	η	平成十九年一月十五日
7.642 6.140 1.502 7.642 1.500 1.500 1.500 1.502 7.642 7.642												

小棚木 政 之 (候補者: 大館市議	届出した者の氏名	金管理団体の	(イ) 支出総額 イ 収入・支出の内訳	本年の収入額	(ア) 収入総額 前年からの繰越額		吸荷図体の名称 芸庫医TF仮友芸 報告年月日 平成19年1月15日		調査研究費	機関紙誌の発行その他の事業費	選挙関係費	組織活動費	政治活動費	備品・消耗品	人件費		(イ) 支出の内訳	마	個人からの寄付	咨 附	(7) 収入の内訳 個人の負担する党費又は会費	イー収入・支出の内訳	(イ) 支出総額	本年の収入額	前年からの繰越額	(7) 収入総額	ア 収入・支出の総額	\times	び国の外に国際政治団体の名称	(2) その年の母が田休
会議 員 	耳 ()	公職の重領					x (平成10平刀)	(\T\dagger\10\A\1)	9		9	110	251	6	10	16		254	100				267	254	13	267			しだ幸雄後接会(平成18年分)	17
小棚木政之後援会	名		140円	日0	<u>140</u> 円 140円			267,709円	9,899円	121,580円	9,500円	110,500円	251,479円	6,230円	10,000円	16,230円		254,000円	100,000円	100,000円	154,000円		267,709円	254,000円	13,709円	267,709円				7,642円
	称	資	 収入及び支出のない団体 その他の政治団体 		政治	(イ) 支出の内訳		(ア) 収入の内訳	イ 収入・支出の内訳	(イ) 支出総額	本年の収入額		(ア) 収入総額	ア 収入・支出の総額	報告年月日	9	습 #	杏	政治	(ア) 支出の内訳	(1) 文出総領 イ 収入・支出の内訳		前年か	(ア) 収入総額	ア 収入・支出の総額	報告年月日	9		i i i i i i i i i i i i i i i i i i i	(ア) 支出の内訳
大館市御成町二丁目十五番地二十二	主たる事務所の	金管理	はい団体		政治活動費組織活動費	内訳	たの句の女人	为 訳	出の内訳	額	収入額	前年からの繰越額	額	出の総額	丈19年 1	称 孝政会 (平成18年分)		寄附·交付金	政治活動費	为 訳	組の内訳	収入額	前年からの繰越額	額	出の総額		称 さいとう滋宣鹿角後援会 (平		事務所書	为 訳 終毒
一号	所在地	体		15,000円	15,000円		15,000円	17 000 E		15,000円	15,000円	325円	15,325円				136,523円	136,523円	136,523円		130,523H	0日	136,523円	136,523円			成18	140円	140円	140日
	115		平成十九年	あったので、同	二項の規定により、政治資金規正法	秋選管告示第十七号		佐々木正志後援会		菅原清春後接会			1	─ ★ → 本 → 本 → 本 → 本 → 本 → 本 → 本 → 本 → 本 →	火田莞 夜坂 片		人田の私がで夜坂大	-44411+ 		1	飯尾明芳後接会	小似羊大阪拔云	*%+#\#\"	國安格典後援会		吉田清美後援会		柏倉孝雄後援会	Ĩ	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
小棚木 政 之	代表者氏名		秋田県選挙管理委員会委員長平成十九年二月十三日	法第十九条の二等	り、次の公職のは一法(昭和二十三)	七号		後接会		ALK ALK ALK ALK ALK ALK ALK ALK ALK ALK	1		XXX	心 落 心	א) N	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	r	И		ALV ALV	K K	×		>			STATE OF THE STATE	I	田休の名祭
平成十九年一月十九日	£ 4	届出 第 号 号	麥員会委員長 田 中 伸 一	同法第十九条の二第一項の規定に基づき、告示する。	項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出が政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第			平成19年1月30日		平成19年1月23日		平成19年1月23日	- 32x+0++/1+0 I	亚莳19年1月19日	+100 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H 1 H	亚战10年1月10日	TDX12+17111	H 17	华成19年1月16日	T 10 A 1 B 1 C B	平成19年1月15日	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 	W 10A: 1 H 15 H	平成19年1月15日	I	平成19年1月12日		平成19年1月5日	- 2	器 中 丘 日 日

菅原博	文 (候補者となろう とする者)	ろう まるさんの会	云	秋田市新屋松美が丘南町十―六		管原博文	平成十九年一月二十二日
	_	_					
三項の規定により、次の公職の候補者から資金管理団体の届出事政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第 秋選管告示第十八号	次の公職の候補者から資金管理団体の届出事昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第		平成十九年二月十三日基づき、告示する。	月十三日めったので、同法第十九条の二第一項の規定に	定に 	秋田県選挙管理委員会委員長	委員会委員長 田 中 伸 一
登金等里囲本の届				1	74		
出事項の異動の届	公職の種類	資金管理団体の名称	異動事項	ff I	3		届出年月日
出をした者の氏名				新			
分	参議院議員	未来への決断を支え	の 名 称	未来への決断を支える会	ダイゴサポーターズ	^	平成十九年一月十二日
ži Ž		る会	の 所 在 地	秋田市中通六―七―四 一F	秋田市山王三—一-	一一二十五 九百三	n
武田英文	県議会議員	たけだ英文後援会	の 所 在 地	能代市二ッ井町字太田面二十二―四	三十八 に代市ニッ井町荷上場字鍋良子出口	工場字鍋良子出口	平成十九年一月二十二日
					_		
三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第 秋選管告示第十九号	次の公職の候補者等から資金管理団体の指定昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第	金管理団体の指定	平成十九年二月十三日 基づき、告示する。	月十三日の一次ので、同法第十九条の二第一項の規定に	定に 	秋田県選挙管理委員会委員長	麥員会委員長 田 中 伸 一
資金管理団体の取消	0		取	り消した資金管理団	体		出 手 引
届出をした者の氏	名 4 4 6 6 7 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 7 8 8	名	称	主たる事務所の所在地	地	代表者氏名	届 出 年 月 日
雲雀俊	作 仙北市議会議員	貝 雲雀俊作後援会	会	仙北市角館町薗田板井村七十五		雲雀 俊 作	平成十九年一月十五日
井	茂(候補者となろ後(候補者となろ)	横井茂後援会		横手市大雄字根田谷地東十—十		横井茂	平成十九年一月十六日
加藤	悦 (候補者となろ) (では、	孝政会		大仙市協和峰吉川字岩瀬五十三		加 藤 孝 悦	平成十九年一月三十日

にかほ市分室

秋田県選挙管理委員会

にかほ市象潟町字浜ノ田一番地

にかほ市役所にかほ市選挙管理委

選挙管理委員会公告

田県選挙管理委員会分室を設ける。 理するため、秋田県選挙管理委員会規程(昭和二十八年秋選管告 示第五十四号)第十三条の二第一項の規定により、 平成十九年二月十三日 -成十九年四月八日執行の秋田県議会議員一般選挙の事務を処 次のとおり秋

分室の名称及び場所 秋田県選挙管理委員会委員長

田

中

伸

分 室 の 名 称 場 所

秋田県選挙管理委員会 大館分室 大館市片山町三丁目十四番五号 秋田県北秋田地域振興局総務企画 秋田県鹿角地域振興局内

秋田県選挙管理委員会 北秋田市鷹巣字東中岱七十六番地 秋田県北秋田地域振興局内

秋田県選挙管理委員会 秋田県選挙管理委員会 男鹿市船川港船川字外ケ沢百三十 秋田県山本地域振興局内 能代市御指南町一番十号

男鹿分室

秋

山本分室

田

北秋田分室

潟上市昭和乱橋字古開百七十二番 秋田県秋田地域振興局福祉環境部 秋田県船川港湾事務所内

潟上分室 由利分室 秋田県選挙管理委員会 秋田県選挙管理委員会 秋田県由利地域振興局内 由利本荘市水林三百六十六番地

十九八

当選の告知及び当選証書の交付

鹿角分室 秋田県選挙管理委員会 鹿角市花輪字六月田一番地 部大館地区総合事務所内

分室の設置期間 平成十九年二月十四日から同年五月七日まで

雄勝分室

秋田県雄勝地域振興局内

室が秋田県議会議員一般選挙において処理すべき事務を次のとお 号)第十三条の二第三項の規定により、 秋田県選挙管理委員会規程(昭和二十八年秋選管告示第五十四 秋田県選挙管理委員会分

処理すべき事務

平成十九年二月十三日

秋田県選挙管理委員会委員長

田

中 伸

腕章及び街頭演説用標旗の交付 選挙運動用自動車及び拡声機の表示板の交付

出納責任者に関する届出の受理 選挙事務所に関する届出の受理

 \equiv

選挙公報の届出の受理等に関する事務 選挙運動に従事する事務員等の届出の受理

七六五四

選挙運動に関する収支報告書の受理 選挙公営(選挙運動用自動車・ポスター)に関する事務

その他委員長が指定するもの

平鹿分室 秋田県選挙管理委員会 仙北分室秋田県選挙管理委員会 秋田県選挙管理委員会 秋田県選挙管理委員会 仙北市分室 横手市旭川一丁目三番四十 湯沢市千石町二丁目一番十号 仙北市田沢湖生保内字宮ノ後日 大仙市大曲上栄町十三番六十一 事務局内 仙北市役所仙北市選挙管理委員会 秋田県仙北地域振興局内 秋田県平鹿地域振興局内 員会事務局内 一号 号

秋田市山王四丁目一

番 号

購読料

金

月三千六百七十五円(税込)

発 行

者

秋

田

県

印 印 刷 刷

者 所 電話600八七六六 FAX660〇〇五株式会社 松 原 印 刷 社秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 田市山王七丁 原 繁 雄

古紙配合率100%